

CDM理事会について

平成14年11月28日
経済産業省
地球環境対策室

昨年のCOP7にてクリーン開発メカニズム（CDM）の監督機関としてCDM理事会が設置されるとともに、下部組織として、運営組織（OE）信任パネル、小規模CDMパネル、ベースライン・モニタリング手法等検討パネルが設置された。この1年間、CDM理事会は各パネルとともに精力的な活動を行ってきた結果、CDMの早期実施に向けて大幅な前進が見られた。

1. 運営組織（OE）

(1) 信任手続きの動き

CDM理事会では、CDMプロジェクトの有効化（Validation）、検証（Verification）及び認証（Certification）を行うOEの信任手続きガイドラインを作成し、8月より応募を受け付け、すでに7社（日系5社+欧州2社）から申請があった。

（<http://unfccc.int/cdm/ebmeetings/eb005/acrguid.pdf>）

当初、目標としていたCOP8でのOE指定は、手続きの遅れにより不可能となったものの、すでに申請中のOE候補7社に対する信任審査チーム（AT）メンバーが決定されるとともに、ATの作業計画案の作成も始まるなどこのまま順調に手続きが進めば、最初に申請を行ったOE候補の暫定的な信任・指定は早ければ来春頃となる見通しである。

(2) 基準・規則等の動き

① スコープ、すなわちOE候補が申請する際に必要なプロジェクトの業務カテゴリーについては、13分野¹と決定された。また、OE候補を審査するための要件がマラケシュアコードから追加的に整備された。

（<http://unfccc.int/cdm/ebmeetings/eb005/scopelst.pdf>）

② CDM理事会がOE候補を信任するためには、有効化、検証及び認証それぞれの段階においてATによる書類審査、現地調査及び立会審査が必要である。これまでの考え方とは、最終段階である認証を経なければ信任が行えないというものであったが、時間がかかりすぎるという問題点があるため、有効化の立会審査まで終了すれば、有効化段階に限定した信任が可能となる旨が決定された。

③ これまでの考え方では、立会審査ではオフィスでの書類審査はないと前提に立っていた。しかし、実際には、例えば有効化段階ではオフィスで行う書類審査が主となるため、オフィスでの書類審査はないと一律な前提には立たないことが決定された。

¹

Energy industries (renewable - / non-renewable sources), Energy distribution, Energy demand, Manufacturing industries, Chemical industry, Construction, Transport, Mining/Mineral production, Metal production, Fugitive emissions from fuels (solid, oil and gas), Fugitive emissions from production and consumption of halocarbons and sulphur hexafluoride, Solvents use Waste handling and disposal

- ④ 世界的な業務展開を行う〇Ｅ候補が特に注意を要する事項として、AＴの現地調査が行われた〇Ｅ候補の地域ブランチ（parts of an applicant entity）のみがCDM理事会より信任される旨が決定された。

(3) その他

現在の信任手続きガイドラインは、誤解を招く表現を避けるため、一部変更され、1月30日を期限にパブコメを実施し、次回運営機関信任パネル（12月5－6日）、CDM理事会（1月20－21日）にて審査・決定されることとなっている。

また、非付属書I国〇Ｅ候補は、申請段階で登録料を50%支払い、信任され業務が開始された段階で残金を支払うことが可能であるとの支援策が決定された。

2. プロジェクト設計書（PDD）

CDM実施事業者が有効化審査を受けるために〇Ｅに提出するプロジェクト設計書（PDD）が承認された。

（<http://unfccc.int/cdm/Panels/meth/cdmpdd.pdf>）

3. 小規模CDMに関する簡略化手法・手続き

小規模CDMプロジェクトに関する簡素化手法・手続き案が承認された。

（<http://unfccc.int/resource/docs/cop8/03.pdf>）

また、小規模CDMプロジェクトのプロジェクト設計書（PDD）、方法論、デバンドリングを回避する規定については現在、ベースライン・モニタリング手法等検討パネルにおいて審議中であり、これらは11月30日を期限にパブコメが実施され、さらに来年1月20－21日の第7回CDM理事会にて審査されることとなっている。

4. ベースラインとモニタリング計画の方法に関するガイドライン

新しい方法論については、ベースライン及びモニタリング手法等検討パネルにおいて専門家リストから専門家を選び、デスクレビューにより方法論の妥当性を評価することが第4回CDM理事会にて決定され、これに基づき専門家リストへの応募が10月8日より行われている。

5. プロジェクト登録費用（Registration fee）

UNFCCC事務局の期待値（通常CDM年間200件、小規模CDM年間100件）に基づき、以下の5段階別の費用が決定された。

Average tonnes of CO2 equivalent reductions per year over the crediting period (estimated/approved)	US \$
<= 15,000	5,000
> 15,000 and <= 50,000	10,000
> 50,000 and <= 100,000	15,000
> 100,000 and <= 200,000	20,000
> 200,000	30,000

6. CDM登録簿

CDM理事会は、CERの発行、保有、移転、獲得を正確に計上することを目的にCDM登録簿を作成することとなっている。このCDM登録簿は早期の開発が求められており、

2003年にも作業が開始されることとなっている。

7. CDMに関連した国内動向

(1) 日本政府の承認手続き

日本政府においては、京都メカニズムを活用するため、CDM/JIに係る締結国としての事業承認及び事業承認に係る手続きその他必要な事項の決定を行う「京都メカニズム活用連絡会」が設置されるなど体制が整備された。日本政府では、これに基づき、事業承認について10月18日より承認受付を開始し、11月28日現在でCDM/JIでそれぞれ1件ずつ申請を受理している。

(2) 国別登録簿

国別登録簿の整備については、経済産業省及び環境省が共同で進めるとともに、国別登録簿管理者としても共同で運営管理を行うこととなっている。なお、国別登録簿は、本年度よりシステム開発が開始されたところ。